都県合同による八ッ場ダム現地調査報告書

東京都·埼玉県·群馬県·千葉県·茨城県·栃木県 平成25年8月15日

1. 現地調査の経緯と目的

利根川水系吾妻川流域に建設している八ッ場ダムは、地元群馬県をはじめ下流都県においても治水・利水の両面において、重要な役割を担った施設である。このため、関係する都県では、事業主体の国に対し洪水の防御効果の発現と水資源開発の促進に資するために八ッ場ダムの早期完成を要望している。

八ッ場ダム建設事業については、平成21年1月に本体工事を発注したにも関わらず、平成21年9月に前原国土交通大臣が建設事業の中止の方向を明言し、入札は直前で取り止めとなった。その後、2年以上にわたる検証により「建設継続が妥当」との結論を受け、建設継続が決定された。平成25年5月には工事用道路や骨材プラント等の本体関連工事の契約手続きに入った。

過去、八ッ場ダム建設事業においては、平成13年度に工期を10年延長し平成22年度と変更し、また平成15年度に事業費を2110億円から4600億円と変更した。平成19年度に工期を5年延長し平成27年度と変更した。

特に、平成15年度に行われた総事業費の増額変更、平成19年度に行われた工期延期に 当たっては、国が主張する変更の理由を単に鵜呑みにせず、関係する都県職員の合同チーム が現場を確認しながら、八ッ場ダム工事事務所職員から変更の説明を受け、妥当性について 調査し確認した経緯がある。

このたび国土交通省関東地方整備局から、7月5日に、現時点における精査中の工程等の 案として、概ね4年延伸する旨等の説明を受けた。

そこで、今回も国の主張する変更の理由を単に鵜呑みにせず都県職員合同チームによる現 地調査・確認を行い、工期の延伸の理由等について、八ッ場ダム工事事務所職員の説明を受 け、確認したものである。

2. 調查過程

- ① 平成25年6月7日 国土交通省関東地方整備局「工程について精査中」と説明
- ② 平成25年6月13日 国土交通省関東地方整備局に対して質問(第1回)の提示
- ③ 平成25年6月21日 国土交通省関東地方整備局から質問(第1回)に対する回答、関係資料の提供、説明
- ④ 平成25年7月5日 国土交通省関東地方整備局より、現地点における精査中の工程等の案として、「基本計画に係る工期を4年延期する。ただし総事業費については変更しない。また、基本計画における洪水調節に係る内容を変更する」とする案を考えているとの説明。
- ⑤ 平成25年7月9日 国土交通省関東地方整備局に対して質問(第2回)の提示
- ⑥ 平成25年7月10日 現地調査(工程管理、用地補償、代替地計画、事業全般に関する ~11日 確認)
- ⑦ 平成25年7月19日 国土交通省関東地方整備局より、
 - ・現地調査追加資料に基づく説明及び確認
 - ・質問 (第2回) に対する回答
 - ・洪水調節計画の変更についての説明

- ⑧ 平成25年7月23日 国土交通省関東地方整備局に対して質問(第3回)の提示 (洪水調節に係る部分)
- ⑨ 平成25年7月26日 国土交通省関東地方整備局から質問(第3回)に対する回答 (洪水調節に係る部分)

3. 現地調査の概要

現地調査にあたっては、八ッ場ダムに関係する都県(東京都、埼玉県、群馬県、千葉県、 茨城県、栃木県)職員による合同チームを作り、国土交通省関東地方整備局から説明のあっ た工程精査内容等について2回の質問を行い、7月10日~11日の2日間現地調査を実施 した。

都県合同チームの職員は、八ッ場ダム工事事務所の職員から資料に基づき工事の進捗状況、 代替地整備状況や付替道路、鉄道等の関連工事の進捗状況などを含め、工期の延期理由、妥 当性や総事業費に変更がないことについて説明を受け確認をした。

調査は、都県合同チームの職員を3班に分け、班ごとに目的や役割を踏まえて調査・確認作業を実施したところである。

現地調査の2日間で提供された資料については、国から説明を受け、現場調査を踏まえ確認したが、一部の内容について追加説明を受ける必要が生じた。このため、7月19日に国土交通省関東地方整備局において、追加資料を基に説明を受け確認したので、7月10日~11日の2日間の現地調査の結果とあわせて報告するものである。

- (1) 八ッ場ダム建設事業の現地調査の概要
 - 1) 日 時 平成25年 7月10日(水)~11日(木)
 - 2)場 所 国土交通省関東地方整備局八ッ場ダム工事事務所会議室、建設現場等
 - 3)調查項目 ① 工程管理、② 用地補償、代替地計画 ③ 事業全般
 - ①工程管理
 - ア)工種ごとの当初計画工程と実績及び今後の計画工程の妥当性
 - イ)工程が遅れた理由、クリティカルパスとなる工程
 - ウ) 平成25年度以降の計画工程の妥当性
 - ②用地補償・代替地計画
 - ア)代替地分譲に関する整備計画とその進捗状況に関する調査
 - イ) 代替地等の事業用地の用地取得状況に関する調査
 - ③事業全般
 - ア)コスト縮減及び、今後の事業計画の妥当性に関する調査
 - イ) 今後の事業実施箇所の現地状況の確認
 - ウ) 新たな指針に伴う地滑り等の対策工に関する調査

4) 説明者と確認者

○ 説明者 (八ッ場ダム工事事務所職員)

1)総括説明担当職員

副所長

原 和利

副所長 伊藤 和彦

事業対策官 渡辺 勇雄

広報室長

一場 敏

2) 説明担当職員

班	課名	役 職	氏 名
1	工務第一課分室	課長	高橋 健一
工程管理	調査設計課	課長	小平 剛弘
②用地補償・代替	用地第一課	課長	尾城 靖
地計画	事業計画課	課長	塩谷 浩
3	工務第一課	課長	荒井 満
事業全般	工務第二課	課長	稲木 敏行

○ 確認者 (関係都県)

-	作的名 (天) (大) (大) (大)		des mile	F 77
班	部 局 名	課名	役 職	氏 名
① 工程 管理	東京都都市整備局	広域調整課	課長補佐	落合 秀光
	東京都水道局	施設計画課	係長	小林 央
	埼玉県企画財政部	土地水政策課	主査	吉本 峰登
	群馬県企画部	土地・水対策室	副主幹	相澤健夫
	千葉県県土整備部	河川整備課	主査	東山 和弥
	茨城県企画部	水・土地計画課	係長	亀山 貴宏
	栃木県県土整備部	砂防水資源課	主査	森戸 宏司
② 用地補償・代替地計	東京都建設局	計画課	主任	金井 康政
	埼玉県企業局	水道企画課	主査	山田 淳司
	群馬県県土整備部	特定ダム対策課	補佐	本木 秀典
	千葉県総合企画部	水政課	主査	大西 敬彰
	茨城県土木部	河川課ダム砂防室	室長補佐	和田幸三
	栃木県県土整備部	砂防水資源課	副主幹	岩崎 研司
③ 事業 全般	東京都都市整備局	広域調整課	係長	青木 大輔
	埼玉県企画財政部	土地水政策課	副課長	齋藤 譲一
	埼玉県県土整備部	河川砂防課	主任	丸山 晴行
	群馬県県土整備部	特定ダム対策課	主幹	土井 純
	茨城県企画部	水・土地計画課	主任	滑川 雅典
	栃木県県土整備部	砂防水資源課	課長補佐	橋本 正人
L	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		+	如目職員入計 10夕

都県職員合計 19名

5)調查方法 都県合同チームの職員が3班に分かれ、班ごとに目的や役割に合わせて 八ッ場ダム工事事務所の担当職員から工程管理、用地補償・代替地計画、 事業全般の説明を受け、確認を実施。





八ッ場ダム工事事務所会議室内での調査 ハッ場ダム建設現場 現地確認状況 確認状況(7月10日・11日)

(7月11日)

- (2) 八ッ場ダム建設事業の追加説明、調査確認の概要
 - 時 平成25年7月19日(金) 13:00~16:00 平成25年7月26日(金) 13:00~16:00
 - 2) 場 所 国土交通省関東地方整備局 会議室
 - 3)調查·檢証項目
 - ① 工程管理 ② 用地補償、代替地計画 ③ 事業全般 ④ 洪水調節に係る内容
 - ①~③は現地調査の概要 3)調査項目のとおり
 - ④洪水調節に係る内容 調查項目
 - ア) 洪水調節計画を変更する必要性について確認
 - イ) 洪水調節計画の変更内容について確認
 - 4) 説明者と確認者
 - 説明者

関東地方整備局河川部

河川計画課

吉川課長補佐

河川計画課 神達建設専門官

河川計画課

真庭係長、鳥居係長、高橋専門員

- 確認者 (関係都県)
- ①工程管理 ②用地補償、代替地計画
- ③事業全般については、現地調査の確認者と同じ
- ④洪水調節に係る内容については、以下のとおり。

部 局 名	課名	役 職	氏 名
東京都建設局	計画課	課長補佐	富澤 房雄
埼玉県企画財政部	土地水政策課	主幹	辻 孝之
群馬県	河川課	主幹	野口 晴信
千葉県県土整備部	河川整備課	企画班長	森川 陽一
千葉県総合企画部	水政課	水資源班長	古谷野 克己
茨城県土木部	河川課ダム砂防室	主任	堀江 義徳
栃木県県土整備部	砂防水資源課	課長補佐	橋本 正人
	東京都建設局 埼玉県企画財政部 群馬県 千葉県県土整備部 千葉県総合企画部 茨城県土木部	東京都建設局 計画課 土地水政策課 埼玉県企画財政部 土地水政策課 河川課 千葉県県土整備部 河川整備課 千葉県総合企画部 水政課 茨城県土木部 河川課ダム砂防室	東京都建設局 計画課 課長補佐 埼玉県企画財政部 土地水政策課 主幹 群馬県 河川課 主幹 千葉県県土整備部 河川整備課 企画班長 千葉県総合企画部 水政課 水資源班長 茨城県土木部 河川課ダム砂防室 主任

十 7名

5)調查方法

平成25年7月9日の質問及び平成25年7月10日、11日の2日間の現地調査時を 踏まえた質問等に対し、国土交通省関東地方整備局の職員から説明を受け確認した。 また、洪水調節計画の変更について説明を受けた。



追加資料、洪水調節の部分の説明、 確認状況(7月19日)



洪水調節の部分の説明、確認状況 (7月26日)

4. 調查結果

- (1) 工程管理
 - ① · 本体関連工事については、現在契約手続きを継続させている工事、入札が成立せず 再調整中である工事があるが、直ちに工程には影響しないことを確認した。
 - ・ 進捗状況については、資料と現場状況が整合していることを確認した。
 - ・ 全体の計画工程の妥当性を確認した。
 - ②・全体工程表から検証等に費やした期間4年間が当初計画工程からの遅延の原因となっていることを確認した。
 - ・ 精査中の工程について精査の妥当性を確認した。
 - ③・ 用地の取得状況、埋蔵文化財調査及び、付替鉄道の進捗状況等を確認して、現段階で工程に影響を及ぼす要素や可能性が極めて少ないことを確認した。
 - ・ 今後の工期短縮への取り組みとして、施工業者による技術提案等の期待的要素があることを確認した。

(2) 用地補償・代替地計画

- ① 住民の意向調査結果等に基づき、整備範囲の決定、用地取得、工事(粗造成等)、分譲契約などを進めることとしている代替地整備の基本的な進め方について確認した。
- ② 代替地整備状況としては、平成25年3月までに、分譲予定世帯の134世帯中、71世帯が移転済みであり、面積ベースで約34ha中、約26haが造成済み、約14haが分譲済みであることについて確認した。
- ③ 代替地の整備について、国土交通省では、平成17年度の意向調査に基づきとりまとめた計画により、整備を進めていることを確認するとともに、代替地用地の未買収地はあるものの、現時点において、代替地整備が道路をはじめダム本体工事(本体関連工事含む。)の施工に影響を及ぼすことはないと考えていること、また、未買収地の個別の理由を踏まえても、ダム事業完成時期までには、代替地整備を完了できると考えていることについて確認した。
- ④ 未買収地について、代替地・水没地区・付替道路に関する状況ついて、現地で確認した。

併せて、川原湯地区(打越)における旅館移転状況を確認した。

⑤ 代替地を含めた未買収地について、ダム本体工事(本体関連工事を含む)の施工に 影響のある箇所はなく、難航箇所について国土交通省が継続して用地取得交渉を進め ていく方針であることなどについて説明を受け、その状況を確認した。

(3) 事業全般

- ① コスト縮減に対する取り組みについては、総合評価落札方式の運用ガイドラインによりダム工事の入札方式を確認した結果、入札参加者から工事の効率化等に係る技術提案を受けられることから、コスト縮減につながることも可能性として考えられる。
- ② 工期延期した場合の事務所運営費等の経費について、事務所拡張工事の予定がないことや過去5か年間の職員数と予算の推移を確認。経費の増加要因となる可能性は小さいことを確認した。
- ③ 付替鉄道や付替道路の切り替え手順を図面により確認した。付替鉄道の残工事について、現地を視察し、現段階でダム本体工事工程への影響はないことを確認した。
- ④ 新たな指針に伴う地滑り対策については、本年度調査の実施状況、今後の調査予定等を調査したところ、平成25年度からの調査・解析を踏まえ、必要に応じて設計を行い、精度を上げていくとの説明を受けた。
- ⑤ 新たな指針に伴う地滑り対策のダム検証時の事業費については、その時点で得られる技術情報をもとに検討した最大限の範囲を想定し、事業費が試算されていることを確認した。

(4) 洪水調節

① 洪水調節計画の変更については、八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討において、降雨量等のデータを点検した上で、平成23年9月に日本学術会議の評価を経た流出計算モデルを用い、河川砂防技術基準等に沿って、効率的に洪水を調節できるように、八ッ場ダムの洪水調節計画を変更しており、その内容を八ッ場ダムの建設に関する基本計画に反映させることを確認した。

- ② 洪水調節計画が変更されることによって、八ッ場ダムの治水容量 6,500 万㎡、放流 設備等に変更がないことを確認した。
- ③ 八ッ場ダムの効果は、利根川・江戸川河川整備計画の目標流量 17,000m3/s に対し、 八斗島地点で約 100m3/s から約 1,820m3/s であることを確認した。

5. 調査結果(総括)

現地の状況や関係書類を確認した結果、八ッ場ダム建設事業の工期は計画工程として妥当であり、4か年延びて平成31年度となることを確認するとともに、洪水調節計画について変更の必要性を確認した。

また、現行基本計画の総事業費について変更しなければならない情報は得られていないことを確認した。

なお、国土交通省は、今後の施工に当たっては、事業全体におけるコスト縮減により対 応することを基本として総事業費以内での完成を目指して最大限の努力を行うとしている。